八　令第七条第十四号ロに掲げる産業廃棄物の最終処分場　次のいずれにも該当する一般廃棄物（特別管理一般廃棄物であるものを除く。） イ　平成三十年七月豪雨により生じた一般廃棄物（岐阜県、京都府、兵庫県、和歌山県、島根県、岡山県、広島県、山口県、愛媛県、福岡県又は佐賀県の区域内において生じたものに限る。） ロ・ハ　（略）	八　令第七条第十四号ロに掲げる産業廃棄物の最終処分場　次のいずれにも該当する一般廃棄物（特別管理一般廃棄物であるものを除く。） イ　平成三十年七月豪雨により生じた一般廃棄物（京都府、兵庫県、岡山県、広島県、愛媛県又は福岡県の区域内において生じたものに限る。） ロ・ハ　（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。